

國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

「異質令集解」試論

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小林, 宏 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001162

「異質令集解」試論

小林 宏

はしがき

一 公式令集解逸文と異質令集解との比較

二 令集解と異質令集解との関係

むすび

はしがき

前稿「異質令集解のなかの義解学——「私」の法解釈を中心として——」（『國學院法學』第五四卷第三号、二〇一六年）において、筆者は、いわゆる異質令集解の編者が勅撰の養老令注釈書である令義解を法解釈上、どのように扱ったか、その作業について検討を加え、それを通じて、この法書編述の主たる目的が明法家の実務遂行の為に、義解説を正しく理解し、且つ義解説の欠缺を補充することにあるという見解を提示した。しかし前稿では、通常令集解とこの異質令集解との関係をどのように捉えるべきかという問題については、全くふれることができず、別稿を期すことにした。本稿は、前稿を承けて、この問題を取り上げ、聊か管見を述べると共に、異質令集解

の法書としての性格についても、再度、若干の検討を試みたものである。

一 公式令集解逸文と異質令集解との比較

周知のように、失われた通常の令集解の逸文、即ち公式令 55 文武職事条の本注「諸王諸臣。各依位次。不雜分列」に関する令集解の逸文は、政事要略・卷六十九に記載されており、それと異質令集解の当該個所との比較研究は、すでに早川庄八、及び宮部香織の両氏によって行われている（早川「異質令集解三卷について」『日本古代の文書と典籍』吉川弘文館、一九九七年、五七四頁以下。宮部「いわゆる『異質令集解』についての再検討」『法史学研究会会報』第一九号、二〇一五年、一九頁以下）。その結果、早川氏は異質令集解の編述は、編者が令釈、穴記等の個々の令私記を直接参照しつつ為されたというよりも、令集解からの孫引によって行われた可能性を指摘され、宮部氏も、令集解をもとに異質令集解が編述されたとみて差し支えないとされた。

筆者もまた異質令集解は、通常の令集解を主たる素材として編述された令注釈書であると考えられるが、ただ問題は異質令集解の編者が、その際、通常の令集解所載の令私記をどのように扱っているかということである。本稿では、この点に留意しながら、両者の関係について再び検討を試みることにしたい。

最初に a 令集解逸文を、次に b 異質令集解の当該個所を掲げることとする。

a 令集解逸文

謂。自親王行降一等。諸王立西。諸臣列東。

釈云。大臣以下。皆立親王後也。其外位別列耳。若立一列者。諸臣三位立前。次諸王四位以下五位。諸臣四位

以下列耳。其外位者。依官位令耳。

穴云。諸王諸臣。各依位次。則知可別列。問。依令積。諸王五位之後。可立諸臣四位五位。未知。諸王三位以上。諸臣三位以上。行立之次第如何。此謂列一行之時事也。答。私思。王一位。次臣一位。次王二位。次臣二位。次王三位。次臣三位。又正從以次行列。一同諸臣。不別王臣。何者。朝服之色。无別之故。但四位以下朝服有別。仍王臣別耳。師云。王三位以上立畢之後。臣一位可立也。問。令積云。外位依官位令耳。未知。其意。答。師云。依古令所說。於今不見別之。(政事要略・卷六十九、国史大系本五七六頁)

b 異質令集解

義云。自親王行降一等。諸王立西。諸臣列東。

或云。大臣以下。皆立親王後。

問。或云。外位別列耳者何。或云。不見別。

問。或云。坐一行之時。諸王一位。次諸臣一位。次王二位。次臣二位。次王三位。次臣三位。又正從以次別坐。一同諸臣。不別王臣。何者。朝服之色。无別之故。但四位以下。朝服有別。依衣服令。王一位深紫衣。二位以下五位以上。並淺紫衣。臣一位深紫衣。三位以上淺紫衣也。然則王臣无別。又臣四位深緋。五位淺緋也。則與王別也。故王五位之次。臣四位坐耳。或云。王三位以上坐了之次。臣一位坐者。准是之。(令集解・卷三十五、国史大系本八七二頁)

今、右に掲げた a、b 両者の文を比較すると、先ず a の令積の文、「大臣以下。皆立親王後也。其外位別列耳」は、b では二つに分けられ、「大臣以下。皆立親王後」は、義解の文に続く「或云」の文として大書され、「外位別列耳」は、第一の「問」の「或云」の文として細字双行にて記されている。筆者は、異質令集解三卷の「義云」の

文に続いて記される「或云」の文、及び「義云」の文が付されていない令文の直下に記される「或云」の文は、編者によって、すべて義解説を正しく理解し、且つ義解説の欠缺を補う為の有力な先行学説として、とくに引載されたと考えている（前掲拙稿二九頁参照）。また令文直下に記されるか、或は「義云」の文、「或云」の文のあとに記される「問」で始まる問答体の文は、前述の大書された「或云」の文とは異なって、令文解釈のいわば参考資料として編者によって掲げられたものではないかと推測する。

右の推測にして誤りなければ、前掲令積の「大臣以下。皆立親王後」の部分は、諸王・諸臣は、たとい高官であっても、大臣以下すべて親王の後に行立するということであって、義解の「自親王行降一等」（諸王・諸臣は、親王の行より一等降して行立する）を更に具体的に説明したものであると推測することができる。即ち b の編者は、令積の右の部分は、前掲義解文を正しく理解する為に必要であると考えて、義解文の直後に「或云」として掲げたと思われる。しかし、令積の前掲文に続く「外位別列耳」の部分についての b の編者の扱いは、前掲文とは明らかに異なっていた。b の第一の「問」の文をみると、そこには「問。或云。外位別列耳何。或云。不見別」と記されている。b の編者は、この設問において、「外位別列耳」（外位に叙せられたものは、内位に叙せられたものとは別に行立する）という、本注に対する令積の解釈が果して妥当かどうかという疑義を呈し、「或云。不見別」（行立に關しては、内位と外位との区別はない）という a の穴記所引の「師云」の文を以て、その解答としている。即ち b の編者は、「外位別列耳」という令積の解釈は、すでに当今では行われていないとして（a の穴記所引の「師云」の文に「於今不見別」とある）、これを否定し、穴記所引の師説を採用したのである。ここでは、同じ令積の文が二つに分けられ、一は義解を補う有力な学説として採用され、他は当代には妥当しないとして否定されていることが注目されよう。

次にbの第二の「問」で始まる問答体の文であるが、そこには二つの「或云」の文が引載されている。この設問は、諸王と諸臣が一行に立するときの順序に関し、第一の「或云」と第二の「或云」の両説をあげ、その何れが正しいかを問うたものである。この文の冒頭には「問」とあるから、第一の「或云」の文の末尾「故王五位之次。臣四位坐耳」の後には、「者何」などの疑問を表わす辞句のあるのが普通であるが、それが無いのは、第一の「或云」の文が余りに長文であった為、誤って脱落したのであろうか。以下、やや煩瑣にわたるが、bの第二の問答体の文を考察する前に、右の第一と第二の或説の内容について予め説明しておきたい。

第一の或説の文は、aの穴記の第一の問答文に基づいて作成されたものであり、且つそれを理解する為にbの編者によって更に衣服令5朝服条の令文が付加されている。第二の或説の文は、同じaの穴記の問答文中にある「師云」の文に拠るものである。第一の或説の文意は、凡そ次の通りである。諸王と諸臣が一行に坐するときの順序は、王の一位、臣の一位、王の二位、臣の二位、王の三位、臣の三位とし、各々位の正従によって坐を別にし、ここでは王と臣とは同じく扱って、王と臣とを区別しない。何故なら朝服の色が三位以上はすべて同じであるからである（王の一位と臣の一位は深紫衣、王の二位以下、五位以上と臣の二位、三位は浅紫衣。衣服令5条）。但し四位以下の朝服の色は、王と臣とは別であるから（臣の四位は深緋衣、五位は浅緋衣。同上）、王の五位の次に臣の四位が坐するのである。これに対し、第二の或説は、王の三位以上が坐し終った後に臣の一位が坐すとす。即ち三位以上は王と臣とを区別し、また五位以上も王と臣とを区別する（従って、四位、五位の行立の順序は、第一の或説と第二の或説では同じことになる）。以上を要するに、第一の或説は朝服の色に基づいて行立の順序を定め、第二の或説は王と臣との身分上の相違に基づいて、その順序を定めたということができよう。

次にbの第二の或説の文、「或云。王三位以上坐了之次。臣一位坐者。准是之」の「准是之」の意味であるが、

「是」とは第一の或説を指し、第二の或説は、第一の或説に准ずるといふ意味であろう。次条の公式令56諸王五位条の異質令集解の注記の文にも、「或云。臨時处分耳。或云。不可巡問者。准是」と見えて⁽¹⁾いるが、この記事を参考にして、前掲文を解釈すると、bの編者は、第一の或説を先ず採用すべき学説とし、第二の或説は、それに次ぐ学説と考えたのであろう。bの編者が第一の或説に対し、わざわざ衣服令5条を引用して詳しく説明しているのも、第一の或説を重んじているからに他ならない。

それでは、更にa、b二つの史料を比べて、bが直接、利用しなかったaの文(傍線部)を通じて、bの編者による本書編述の方針を探ることとしたい。

先ずaの文をみると、令釈の文、「若立一列者。諸臣三位立前。(次諸王四位以下五位。諸臣四位以下列耳)」については、穴記が第一の「問」において、「依令釈……未知。諸王三位以上。諸臣三位以上。行立之次第如何」といつて、一列に行立したときの、令釈では説明されていない三位以上の諸王と諸臣の順序を問ひ、前掲aの「私思」以下の解答をあげている。従つて、aのこの部分の令釈や穴記の文は、bの第二の問答が何故生まれたのか、その成立の事情を知り得る記事である。しかしbの編者は、それらのaの記事は一切捨て去つて、穴記の解答の部分のみを取り上げ、その説明の為に衣服令の令文を新しく付加して問答文を作成した。即ちbの編者は、学説の成立過程については関心が乏しく、それよりも結論となる学説そのものを重視して既往の学説を整理しているのである。次にaの令釈には、前掲文に続いて、「其外位者。依官位令耳」とあり、穴記の第二の「問」においても、それが「未知。其意」として、その意味が問われている。しかし、これらの文も、bの編者は採用しなかった。恐らくbの編者は、大宝官位令には外位の規定があったが(穴記の第二の問答所引の師説に「依古令所説欵」とある)、それが養老令において削除された為、採用しなかつたのであろう。即ちbの編者は、当代の法運用にとつて必要と

思われる部分のみを取り上げてaの文を再構成しているのである。

以上、考察したaの令釈の文についてまとめると、その文は、bの編者によって四つの部分に大別され、先ず「大臣以下。皆立親王後也」は、義解に次ぐ重要な学説として採用され、次の「其外位別列耳」は否定されて、その反対説である穴記所引の師説が採られ、次の「若立一列者」以下の文は、穴記第一問答を承けたbの第二問答中の二つの或説によって説明され（但し令釈の「次諸王四位以下五位、^{（符）}諸臣四位以下列耳」は採用）、更に令釈末尾の文、「其外位者。依官位令耳」は、全く採用されていない。またaとbとの関係については、次のように結論することができよう。① bはaを主たる素材として構成されているが、bはaの令私記を説明する為に文章を付加することはあつても、aに存しない全く新しい令私記の説を付加することはしない。② bはaの令私記の内容に關し、私見を以て一定の評価を下し、それに取捨選択を施して、全体として読者が条文解釈上の要点を直截簡明に把握することができるようにaの令私記を整理、再構成している。

二 令集解と異質令集解との関係

さて、通常の令集解といわゆる異質令集解との関係をどのように捉えるべきかという当初の問題であるが、両者を直接、比較し得る史料が前掲公式令55条の本注に關する注記に限られており、余りにもその史料が乏しい為、明確な解答を出すことは難しいといわざるを得ない。ここでは前掲公式令55条の両者の注記に關する比較を手懸りとして、両者の関係について再度考えてみたい。

先ず両者は全く別個に編述された法書であるかといえ、前記a bの比較からすれば、全く別個に編述されたと

は考え難いであろう。それでは、後者は前者を主たる素材として、それを編成し直して作成されたとした場合、後者には、前者に引載されている先行学説（諸家の令私記）に対し、新しい見解が示されているかといえ、前記 a b の比較からして、編者の私見に基づいて前者引載の先行学説に対し、一定程度の評価を下し、また説明を加え、且つその内容に取捨選択を施しているということができよう。

それでは更に後者には前者に存在しない令文（義解文を含む）注釈に関する全く新しい学説が付加されているかといえ、それに対して直ちに答えることは困難である。確かに前記 a b の比較からすれば、それを認めることはできないが、前掲拙稿で詳述したように、異質令集解には、その編者と思われる「私」「私案」やその師と思われる「師」「師説」等の学説が認められ、そこには令文、とりわけ義解文に対して新しく法解釈を施したとみられる事例が多く存する。仮に異質令集解が惟宗允亮主催による長保度の律令講書を契機に成立したものとすると、貞観の頃、惟宗直本によって編述された令集解の成立時期よりも、それは一世紀以上も経ていることになる。その間の令義解研究の成果を承けて、通常の令集解には存しない令文解釈に関する新しい学説、とりわけ義解説に対する説明やその欠缺に対する補充等が異質令集解に付加されたとしても何ら不思議ではない。また先行学説に対しても、その内容が義解説に反していないかどうか、時代の要請に応え得るものかどうか、また論理の一貫性に欠けるところがないかどうか等の視点から検査、確認が行われて、新しい見解が付与された可能性は十分にあると思われる。このように異質令集解に新しい要素が付加されたことは考えられるとしても、それでもなお筆者は、異質令集解は、基本的には通常の令集解を主たる素材として編述された法書ではないかと推測している。その理由として第一に僅かな史料ではあるが、前掲公式令 55 条の注記の部分における両者の比較から、それがほぼ認められること、第二に異質令集解には令文・義解文の法解釈に関する新学説や新見解が認められるとしても、それらの理論には通常

の令集解所載の先行学説が基礎になっていると思われることの二点を挙げることでできよう。第一の理由である事実については、すでに説明したので、ここでは第二の理由について述べることにする。

前述したように、確かに異質令集解には「私」「私案」「師」「師説」等による、令文・義解文に対する新しい法解釈と思われる事例が多く存する。しかし「私」「私案」の語の多くは、「義云」の文の後に続く「或云」、令文直下にある「或云」、問答体の文中にある「或云」という先行学説に関連して現われており、「私」「私案」が令文・義解文に対し、直接、自説を主張することは殆どなかったといつてよい(但し令文の直下、義解文の直下に「私案」が見える個所がそれぞれ一個所宛ある。考課令57条、公式令60条)。「師」「師説」も、「私」「私案」と同様、「或云」という先行学説に対し、その内容が妥当かどうか判断を下す場合、また令文解釈に複数説あつて、その何れが妥当であるか判断を下す場合に、その判定者、解答者として引用されることが多い(以上、前掲拙稿参照)。そうすると、右の「或云」という先行学説は、前掲公式令55条の比較の例から明らかなように、何れも通常の令集解に引載された先行学説と思われるから、異質令集解に新学説や新見解が見えるといつても、それらは通常の令集解引載の先行学説の上に構築された理論といつても過言ではない。その意味では、異質令集解の編者は、あくまでも令集解諸私記の法解釈の枠内で新学説や新見解の論理を展開しているということができよう。また「私」「私案」や「師」「師説」の義解文に対する解釈であるが、義解文は既往の学説、とりわけ令釈や古記の説を多く採用して撰述されており、一方、通常の令集解には、義解文のもととなった令釈、古記等に対し、その他の諸私記による更なる解釈や意見など、様々な論述が認められるから、「私」「私案」「師」「師説」による義解文の新解釈と雖も、実はそれらの先行学説に多く負うていることも考えられよう。⁽³⁾

以上からして異質令集解は、そこに新学説や新見解が付加されたとしても、基本的には通常の令集解を主たる素

材として編述された注釈書ではないかと思われるが、それでは何故、失われた令集解三巻を補う為に異質令集解が用いられたのであろうか。次にその疑問の根源について探ってみたい。

早川庄八氏は、令集解の伝本に関する記述の中において金沢文庫本令集解は、かつて花山院師繼の所持本（花山院本）か、その転写本であって、師繼は建治二年（一二七六）に自家の本を中原章兼の所持する令集解（正親町本）と対校したが、それらの花山院本も、正親町本も、共に異質令集解三巻を含む取り合せ本であったと指摘されている（早川前掲論文五七五頁以下）。しかも早川氏は、「自家の本を・・・正親町本と対校した花山院師繼にせよ、正親町本の所有者であった中原章兼にせよ、異質令集解三巻を「令集解」として扱うことにいささかの疑念も抱いていなかった」とされる。また早川氏は、師繼、章兼の両者が「いささかの疑念も抱いていなかった」理由として、「この時期を遡るかなり古い時期に、これら三巻の本来の令集解は失われ、それを補った或る明法家の令私記が令集解であると信じられるほどの日時を、すでに経過してしまっているということである」とされる（同上五七九頁）。従うべき妥当な見解であるが、筆者は、異質令集解三巻を通常の令集解として扱うことに、「いささかの疑念を抱いていなかった」のは、師繼、章兼に止まらず、この取り合せ本を代々伝えて来た、師繼、章兼以前の明法家達もまた同様であったと推測する。更にいえば、令集解の闕巻を補う編纂物として、この三巻が当てられたのは何時の頃か確定することはできないが（平安後期か）、闕巻が補われた当初から、それを補った人物にとっても、この三巻を以てそれを補うことに、さして違和感はなかったのではないかと思うものである。

確かに令集解の編者は、先行学説の当否を論ずることに極めて謙抑的であった。それに対し、異質令集解の編者は、その当否を論ずることに、むしろ積極的であった。その相違は、これを認めなければならぬ。しかし、それにも拘らず、令集解の闕巻は、いわゆる異質令集解を以て補われたのであり、また長い間、その補闕に関して明法

家達は何らの疑念も抱かなかつたのである。たとい令集解三巻が失われたとしても、失われた三巻は、そのままにして補わないという方法もあつた筈である。それが世上の人事としては、むしろ普通であつたに違いない。しかし事實は、そうではなく、異質令集解を以て令集解の闕巻は確かに補われたのである。この事實は、やはり重く受けとめなければならぬ。そうすると結局、何故、異質令集解を以て令集解の闕巻が補われたのか、その理由とは何かという問題に帰着する。以下、仮説として、その理由に関する筆者の憶測を簡単に述べることにしたい。

通常の令集解編述の意図や目的について、筆者は、明法家による実務遂行上、義解説を理解し、且つ義解説を補充する為に、令の諸私記を令の条文毎に類聚したと考えている。そのことは令集解の書式に象徴的に表われている。即ち令集解の編述は、令義解の体裁は全く壊さずに、令義解を基本として、それに諸家の私記を逐次、付記して行く方法がとられている。令集解という法書は、あくまでも令義解をいわば土台として、その上に構築された編纂物なのである。しかし令集解編述の段階では、その類聚した諸私記によつて義解説をいかに理解し、またいかに補充するか、その方向や方法は、まだ十分に熟しておらず、それに関しては読者たる明法家（主として惟宗家関係の人々であろう）に大方、任せられたところが大きであつたと思われる。早川氏は、令集解編述の時期を貞観の律令講書の開催が一つの契機であつたと推定され、しかも、それは直本の若い時代の勞作とされる（前掲論文五八五頁）。早川氏のいうように、令集解が直本の若い時代の編纂物であつたとするならば、なお一層、直本は諸私記を蒐集して類聚することに精一杯であり、その内容を逐一検討して、それに評価を下すことは不可能であつたであろう。令集解の編者は、一般に先行学説に対する自己の意見を述べることに極めて謙抑的であつたといわれているが、当時の直本としては、謙抑的にならざるを得ない事情もあつたと思われる。

これに対して異質令集解の編者は、令集解編述の目的を一段階進めて、令集解所載の先行学説に対し、その内容

を一々検討して私見に基づく論評を試み、或る場合には、これを是として、その内容を説明し、或る場合には、これを否として、その内容に批判を加え、そこに取捨選択を施した。この異質令集解の編者の私見には、当然のことながら貞観・延喜の律令講書など、約一世紀以上に及ぶ義解学の成果が取り入れられたに違いない。即ち異質令集解の編者は、それに基づいて先行学説の内容に価値判断を下して整理、統合し、以て義解説の理解とその補充について一定程度の方向と方法を提示したのである。いふなれば令集解という法書は、令義解から出発したのに対し、異質令集解という法書は、令集解から出発したのであった。しかし両者は、共に明法家の実務に資する為に、令義解の理解とその補充を編述の目的とするものであり、異質令集解は、令集解の所期の目的に対し、一つの解答を示した法書であったと思われる。その意味では、異質令集解の編述は、令集解の編述と決して無関係ではなく、その延長線上にあつたと考えることができよう。

む す び

以上述べたように、確かに異質令集解の編述の形式や内容には、通常の令集解とは異なるものが存するが、異質令集解を通常の令集解が時代の推移に応じて進展した一種の合理的な形態(と)として捉えれば、それは令集解を補填する令注釈書として、それなりに十分意味があつたのではなからうか。先行学説に対する両者の扱いの相違にも拘らず、異質令集解を以て令集解の關巻が補われ、且つ歴代の明法家達も、それに敢えて不審の念を抱かなかつたという事実も、上記のように考えれば理解し易いのではなからうか。以上の仮説が正しいとするならば、「異質令集解」という名称も、果してこの令注釈書を表わす名辞として、ふさわしいかどうか一考を要するであらう。「異質」と

は、文字通り、その性質が異なることを意味するからである。両者間における共通性、連続性を否定できないとするならば、本注釈書を「改・修・令集解」、もしくは「重・修・令集解」と呼ぶことも一案ではないかと思われるが如何であらうか。

最後に、いわゆる異質令集解に関する筆者の現段階における見解をまとめて本稿のむすびとしたい。「異質令集解」とは、通常の令集解を主たる素材として、それに引載された先行学説（諸家の令私記）に対し、私見による一定の評価を下し、先行学説やその内容に取捨選択を施して新しく再構成した養老令の注釈書である。勅撰の令注釈書である令義解を理解し、且つその欠缺を補充する目的を以て編述され、広く明法家の実務に資することを期して著わされたものであらう。著者、成立年代は不詳であり、惟宗允亮の主催する長保度の律令講書を契機に成立したとする説があるが、惟宗家の家学を受け継いだものの著作であることは間違いないであらう。

(1) 公式令56諸王五位条は、諸王の五位以上、諸臣の三位以上のものが致仕して、畿内に在任している場合は、天皇は四季ごとに内舍人をして、その安否を存問せしめるという規定であるが、同条集解（異質令集解）には、「問。文在畿内者。未知。在外国者何。或云。臨時処分耳。或云。不可巡問者。准是」とある。この設問では、令文に「在畿内」とあるが、諸王の五位以上、諸臣の三位以上が「外国」（畿外の国）にあつた場合はどうするかと問い、その解答として二つの或説をあげている。第一の或説は臨時に処分するとし、第二の或説は巡問すべきではないとする。しかし第二の或説に対しては、「不可巡問者。准是」とあるから、編者の考えとしては、第一の或説を先ず採用すべき学説とし、第二の或説は、第一の或説に次ぐ学説としたのであらう。

(2) 早川前掲論文五八一・五八二頁。長谷山彰「異質令集解の成立をめぐる一考察」三田古代史研究会編『法制と社会の古代史』慶應義塾大学出版会、二〇一五年、八五頁。

(3) 令集解所収の先行学説に依拠して義解文を新しく解釈する例としては伴記がある。即ち伴記は跡記の説によって義解文を更に説明している。拙稿「令集解のなかの義解学——伴記の法解釈を中心として——」『國學院法學』第五四卷第一号、二〇一六年、

四頁参照。

(4) 通常の令集解には、法解積上、ほぼ同一の内容が古記、令積等の令私記によって、屢々繰り返し記述されているが、異質令集解には、それは殆ど認められない。そのことは、異質令集解の編者が各令私記の固有の名称をすべて「或云」に統一し、令の法解積を整理、統合して、通常の令集解を当時の実務家にとって利用し易いように再構成した為と思われる。これも令集解の合理化の一つであろうが、その結果、各私記の有する法解積上の微妙なニュアンスや各学説の成立過程、学説相互の關係等を知る手懸りがすべて失われたのも事実である。従って異質令集解の成立以後においても、通常の令集解の史料的价值は変らなかつたことと思われる。